

# 建交労群馬県本部ニュース

全日本建設交運一般労働組合群馬県本部  
〒371-0023 (略称・建交労群馬県本部)  
群馬県前橋市本町3-11-12 TEL:027-223-0007  
FAX:027-223-9966 e-mail:ctg-g@nifty.com

## 群馬県本部第17回定期大会 10月18日(日)9:00受付

建交労群馬県本部規約第18条に基づき、下記のとおり第17回県本部定期大会を開催いたします。

- 日時 2015年10月18日(日)  
9:00受付~9:30開会
- 場所 前橋市総合福祉会館「第4会議室」  
前橋市日吉町2-17-10
- 代議員 各支部は同規約第21条に基づき、下記の定数の議員を選出してください。  
ダンプ11、トラック6、事業団7、建築5  
測量2、学童2、地域合同2

### 【県本部役員立候補の受付】

(役員定数) 委員長1名、副委員長2名、書記長1名、執行委員5名  
(受付期間) 2015年10月16日(金)午後5時まで、県本部事務所で受け付けます。届出用紙は事務所にあります。

## 秋の組織拡大月間10月~11月始まる あらゆるつながり生かし拡大を 建築・ダンプは建設現場などで宣伝



建築支部が今年5月におこなった現場実態調査

10月から11月まで2か月間、組合員拡大を集中してとりくむため、秋の組織拡大月間がスタートしました。いま建交労にとって組合員の拡大は最重要課題となっており、各支部は執行委員会をひたすら力を使おう。

ダンプ支部は8日夜に執行委員会をひらき拡大について話し合いました。「支部組合員も高齢で次々と引退する人が出ている。このまま放置しておけば支部は消滅してしまう。」など厳しい意見が出る一方で、「3人ほど対象者がいるので声をかけてみる」など希望のある意見も出ました。また関東ダンプ幹事会の報告資料に基づいて議論し、労働者供給事業の活用で運転手組合員の拡大など、新たな取り組みも視野にいれ

全力で取り組むことを確認しました。  
**建築支部が1カ月に3人平均で拡大**  
建築支部はこのところ1カ月に3人平均で組合員拡大がすすんでいます。加入時の要求は一人親方労災が多くなっています。

この背景には、業界に広まっている社会保険加入問題があるようです。これまで従業員だった職人を一人親方として再契約をする。そうなる現場に入るためには労災特別加入が必要になるというものです。

支部では、いま話題となっているマイナンバー制度と合わせて社会保険加入問題を取り上げ、組合員拡大につなげていくとしています。

### マイナンバー制度

平成27年10月から、住民票を有する国民一人一人に12桁のマイナンバー(個人番号)が通知されます。通知は、市区町村から原則として住民票に登録されている住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」を送ることによって行われます。従業員を雇用している事業所は、来年早々の源泉徴収業務のために、さっそく各従業員のマイナンバーが必要となります。(裏面参照)

第26回目となる全国じん肺キャラバンが、10月から全国一斉に始まりました。建交労群馬県本部や群馬県労働組合会議などで構成する群馬県実行委員会は今年も群馬労働局と群馬県に対し要請行動を行うこととし、10月6日に新築移転した合同庁舎の群馬労働局を訪問し要請を行いました。

群馬県労働組合会議の安藤事務局長が会を代表してあいさつした後、建交労群馬県本部の桜井副委員長が要請書を手渡しました。会の要請に対し労働局の回答は「本省に伝える」「適正に指導をしている」という、いつ

もどおりの内容でした。これに対し要請側から「トンネル建設工事の労働時間について、労基法は1日8時間、週40時間を超えて労働させては

## なくせ! じん肺・アスベスト 群馬県実行委員会が労働局へ要請 第26回全国じん肺キャラバン

ならないと規定されている。時間外労働はあくまで例外であり、相当な理由が必要ははずだが、これが恒常的に行われている。じん肺根絶のためには時間外労働の理由をきちんと正していくことが重

要だ。また、2交代制でなく3交代制にすべきだ。



県内で来年1月に国によるトンネル工事が発注される予定だが、この現場に局として現場調査に入り、請負業者に対ししっかりと指導管理をお願いしたい。」と強く要請しました。

引き続き、群馬県への要請行動は10月30日(金)に行う予定です。

# 法定調書提出義務者・源泉徴収義務者となる事業者のための 社会保障・税番号制度の概要

## 1 社会保障・税番号制度の概要

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が導入されます。

平成 27 年 10 月から個人番号及び法人番号が通知され、平成 28 年 1 月から順次利用が開始されます。申告書や法定調書などを税務署に提出する方は、これらの税務関係書類に個人番号や法人番号を記載することが必要となります。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

## 2 個人番号及び法人番号について

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、市区町村から通知されます。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されます。

法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等※に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。法人の支店・事業所等や個人事業者の方には指定されません。

※ 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます（詳細は、国税庁ホームページをご覧ください）。

## 3 事業者が個人番号の提供を受ける場合の本人確認について

法定調書の提出義務者や源泉徴収義務者が、従業員や報酬などの支払を受ける方から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認として、個人番号の確認と身元（実存）確認を行うことが必要となります。

※ 国税分野における本人確認措置については、国税庁ホームページをご覧ください。

### 本人確認を行う場合に使用する書類の例

- 1 個人番号カード（番号確認と身元（実存）確認）
  - 2 通知カード（番号確認）＋ 運転免許証、健康保険の被保険者証など（身元（実存）確認）※
- ※ 事業者の方が、写真表示のない身分証明書等により身元（実存）確認を行う場合には、2種類必要です。

★紹介者にQ.U.Oカード進呈★

FAX番号 027-223-9966

## 組合員拡大対象者紹介カード

拡大対象者氏名								
住所								
携帯電話								
固定電話								
FAX								
業種	建設（	工事）	ダンプ					
摘要	運送	測量	学童保育					
紹介者氏名	その他（	）						